

## 1 基本方針

- (1) 第4次計画は、第3次計画の体系を継承するものの、施策の方向及び取組事項については現状に即した内容に改める。
- (2) 本市の総合計画はもとより、国の第5次男女共同参画基本計画及び県の第4次男女共同参画基本計画の内容と整合させるものとする。
- (3) 基本項目6について、復興期間終了につき、復興の文言を削除し、防災に向けた取り組みについての項目を重点化とする。
- (4) 「女性活躍推進計画」及び「DV防止計画」は引き続き包含する。
- (5) 毎年度実施している進捗状況調査と並行して、現状と課題の把握を進める。
- (6) 現在の4つの基本理念に新たに1項目を追加する（SDGsを原動力としたあらゆる人々の活躍の推進）。

## 2 計画の期間

計画期間は令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とする。

## 3 計画策定体制について

第4次基本計画の素案は、石巻市男女共同参画検討委員会を設置したうえで策定し、石巻市男女共同参画推進本部の協議を経て、市長より石巻市男女共同参画推進審議会に諮問する。また、審議会で内容を審議し、市長に答申を行う。審議会からの答申を受け、本部会議に諮り、市長が決定する。（裏面体系図参照）

## 4 市民意向の把握

市民やNPO団体、事業所等の関係者と意見交換会を開催（10月中旬迄）し、参加者からの意見・提案を取りまとめるとともに、市民意識調査（8月上旬迄調査実施）の結果や各種事業等において実施しているアンケート結果についても反映させる。さらにパブリックコメントを実施し、計画に反映させる。

## 5 計画の決定及び公表

本部会議の承認に基づき、市長が決定し、令和2年度末までに計画の公表を行う。

## 6 業務委託先

株式会社東京商工リサーチ東北支社

■委託業務名：石巻市男女共同参画基本計画（第4次）策定支援業務

## 【参考】

- |            |   |
|------------|---|
| ・平成17年4月1日 | 石巻市男女共同参画推進条例施行                                     |
| ・平成18年2月   | 石巻市男女共同参画基本計画（第1次）策定<br>＜計画期間：平成18年度から平成22年度までの5年間＞ |
| ・平成23年2月   | 石巻市男女共同参画基本計画（第2次）策定<br>＜計画期間：平成23年度から平成28年度までの6年間＞ |
| ・平成29年2月   | 石巻市男女共同参画基本計画（第3次）策定<br>＜計画期間：平成29年度から平成32年度までの4年間＞ |

# 石巻市男女共同参画基本計画（第4次）策定体制

